

## 区長を被控訴人とする控訴の提起について

### 1 事件名

損害賠償請求住民訴訟控訴事件

### 2 当事者

控訴人 中野区民

被控訴人 中野区長

### 3 訴訟の経過

令和元年(2019年)8月23日 東京地方裁判所に訴えの提起

9月11日 訴状送達

令和3年(2021年)4月9日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

同月22日 東京高等裁判所に控訴の提起

7月7日 控訴状送達

### 4 事案の概要

本件は、中野区の住民である控訴人が、平和の森公園の再整備工事(以下「本件工事」という。)に関し、本件工事の請負人が難燃物又は不燃物ではない材料を使用して本件工事を施工したことは、本件工事に係る請負契約の債務の本旨に従った履行とはいえないことから、当該材料の設置に係る工事費用相当額の支出命令(以下「本件支出命令」という。)は違法であり、本件支出命令を発出する権限を法令上本来的に有する中野区長の地位にある酒井直人には中野区が被った損害を賠償する責任があると主張して、中野区の執行機関である被控訴人に対し、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、被控訴人が、酒井直人に対し、本件支出命令に係る支出額である1億180万5,030円の支払を請求するよう義務付けることを求める住民訴訟である。

原判決は、本件支出命令が違法であるとは認められないとして控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴を提起したものである。

### 5 控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人は、中野区長酒井直人に対し、1億180万5,030円の損害賠償を請求せよ。

(3) 訴訟費用は、1、2審とも被控訴人の負担とする。  
との判決を求める。